

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年10月14日

【四半期会計期間】 第24期第1四半期（自平成20年6月1日至平成20年8月31日）

【会社名】 日本オラクル株式会社

【英訳名】 ORACLE CORPORATION JAPAN

【代表者の役職氏名】 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山2丁目5番8号
（本店所在地は、平成20年9月1日付をもって変更しておりま
す。旧本店所在地 東京都千代田区紀尾井町4番1号）

【電話番号】 03（6834）6666

【事務連絡者氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山2丁目5番8号

【電話番号】 03（6834）6666

【事務連絡者氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第24期 第1四半期 累計(会計)期間	第23期
会計期間		自平成20年6月1日 至平成20年8月31日	自平成19年6月1日 至平成20年5月31日
売上高	(百万円)	27,700	114,112
経常利益	(百万円)	8,185	39,130
四半期(当期)純利益	(百万円)	4,817	23,057
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)		
資本金	(百万円)	22,287	22,282
発行済株式総数	(千株)	127,090	127,087
純資産額	(百万円)	74,913	83,153
総資産額	(百万円)	109,252	119,042
1株当たり純資産額	(円)	587.19	652.44
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	37.91	181.47
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	37.90	181.39
1株当たり配当額	(円)		173
自己資本比率	(%)	68.3	69.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	6,778	22,815
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	5,157	14,202
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	13,095	21,477
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)	20,468	31,942
従業員数	(名)	2,255	2,135

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表は作成していませんので、連結経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には消費税等は含まれていません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社および当社が属する企業グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年8月31日現在

従業員数(名)	2,255
---------	-------

- (注) 1 上記従業員は就業人員であり、他社への出向社員(1名)を含まず、他社からの出向社員(349名)、嘱託社員(1名)を含んでおります。
- 2 従業員数は、当第1四半期会計期間において120名増加しております。主な増加理由は、平成20年7月にBEAと販売契約および出向受入契約を締結し、出向社員約100名の受入を行ったことによるものであります。
- 3 上記従業員のうち、買収製品等の取引窓口を行っている日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社および日本BEAシステムズ株式会社からの出向社員は348名です。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称	生産高(百万円)
アップデート&プロダクト・サポート	14,220
アドバンスト・サポート	649
エデュケーションサービス	759
コンサルティングサービス	3,135
合計	18,764

(注) 1 金額は、販売価格によっております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社の生産業務の内容は、アップデート&プロダクト・サポート、アドバンスト・サポート、エデュケーションサービスおよびコンサルティングサービスといったサービス業務であり、個別受注生産の占める割合が僅少であるため、受注状況の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称	販売高(百万円)
ソフトウェア関連	
データベース&ミドルウェア	7,519
ビジネス・アプリケーション	1,415
ソフトウェアプロダクト小計	8,935
アップデート&プロダクト・サポート	14,220
ソフトウェア関連計	23,156
サービス	
アドバンスト・サポート	649
エデュケーションサービス	759
コンサルティングサービス	3,135
サービス計	4,544
合計	27,700

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、いずれも総販売実績の10%未満であるため、記載を省略しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、親会社であるオラクル・コーポレーションの買収戦略により加わった製品やサービス（以下、「買収製品等」）を取り扱う、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社に加え、平成20年7月当社に対する製品供給窓口として、ミドルウェアを主力に取り扱う日本BEAシステムズ株式会社（オラクル・コーポレーションが買収したBEA Systems, Incの日本法人）との協業を開始するため、下記のとおり販売契約及び出向受入契約を締結いたしました。

相手先	契約年月日	契約期間
日本BEAシステムズ株式会社	平成20年7月1日	平成20年7月1日から開始し、契約当事者の一方が30日前までに解約を申し込まない限り有効に存続

（注）日本BEAシステムズ株式会社は、平成20年10月1日付にて日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社を存続会社として、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社と合併し、上記契約（販売契約及び出向受入契約）は同日付にて日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社に承継されました。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成20年10月14日）現在において当社が判断したものであります。また、当事業年度は四半期報告書制度の導入初年度であるため、比較、分析に用いた当四半期会計期間に対応する前事業年度の四半期会計期間の数値は、独立監査人による四半期レビューを受けていないため、前年同四半期増減額および増減率は参考として記載しております。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表等の作成にあたっては、各決算日における資産および負債の金額、各報告期間における収益および費用の金額に影響を与えるような仮定、見積り、判断を必要とします。過去の経験や状況に応じ合理的と判断した入手可能な情報に基づいた仮定、見積り、判断であっても、仮定あるいは条件の変化により、実際の結果と異なる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

業績の状況

当第1四半期におけるわが国経済は、サブプライム問題に起因する金融不安や原油価格の高騰による企業収益への圧迫懸念、個人消費の伸び悩みなど、経済の減速や金融資本市場の混乱を背景とする景気の後退色が強まる展開となりました。

一方、当社を取り巻く事業環境は、コンプライアンス、内部統制対応、情報管理徹底に向けた需要だけではなく、グローバル展開を図る企業の競争力強化や、組織再編やグループ企業の経営効率化を目的としたシステム統合、業務効率化、コストダウンなど収益体質強化を目的とした先行的なIT投資意欲が依然として底堅く、全体としては堅調に推移しております。

当社はこのような環境の中、基礎となるデータベース、様々な情報システムを連携させるフュージョン・ミドルウェア、そして企業活動に必要な様々な機能を提供するビジネス・アプリケーションまでを一貫して提供できるソフトウェアベンダーとして、顧客のビジネス上の課題を解決し、成長を支援する製品やサービスを提供してまいりました。

当第1四半期においては、親会社であるオラクル・コーポレーションの買収戦略により加わった製品やサービス（以下、「買収製品等」）を取り扱う、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（以下、「OIS」）に加え、平成20年7月当社に対する製品供給窓口として、ミドルウェアを主力に取り扱う日本BEAシステムズ株式会社（オラクル・コーポレーションが買収したBEA Systems, Incの日本法人、以下、「BEA」）との協業を開始、当第1四半期より売上高に寄与しております。これにより当社が販売する製品・サービスラインナップがさらに充実し、製品組み合わせのバリエーションが増加、多様化する顧客の要望に対してより効果的なソリューションの提供が可能となりました。また、BEA製品の販売とサービス提供を担ってきた経験豊富な人材の出向を受け入れたことで、今後の営業力、提案力の一層の強化を図る礎を築くことができました。

なお、平成20年10月1日付にて、BEAはOISを存続会社として合併いたしました。

売上高

売上高は27,700百万円となり、前第1四半期（以下、「前年同期」）比2,877百万円、11.6%増となりました。

顧客企業において、外需不振による減収や原価高に伴う収益悪化、運転資金留保のためキャッシュ流出を抑制しており、投資の費用対効果に対する評価が一層シビアになっていることから、データベース管理ソフトの新規ライセンス販売を主力とするソフトウェアプロダクト部門では、前年同期比微減となりました。一方、製品をご利用いただいている顧客向けライセンスのアップデートおよび保守サービスを提供するアップデート&プロダクト・サポート部門では引き続き高い契約率および更新率を維持し増収を確保、堅調に推移いたしました。これらの結果、ソフトウェア関連部門の売上高は23,156百万円（前年同期比1,840百万円、8.6%増）となりました。

サービス部門においては、予防的なサポートを提供するアドバンスト・サポートで引き続き顧客からの厚い信頼と高い評価に支えられ、前年同期比大幅増収となりました。また、新しい研修プログラムの開発とリリースを継続し、企業の技術者育成需要を確実に引き出したエデュケーションサービス、ライセンスの導入を行うコンサルティングサービスにおいても堅調に推移し、それぞれ前年同期比二桁の増収を確保いたしました。これらの結果、サービス部門の売上高は4,544百万円（前年同期比1,037百万円、29.6%増）となりました。

営業利益

営業利益は8,085百万円となり、前年同期比256百万円、3.3%増となりました。

ソフトウェアプロダクト部門に比較して人件費を中心としたコストを要する、原価率の高いサービス部門の売上が増加したこと、買収製品等の売上増加に伴い支払うロイヤルティ金額が増加したことにより、売上原価率が上昇いたしました。また、前述のBEAからの出向受入による人件費の純増、平成20年7月末に竣工いたしました本社ビルの減価償却費の増加を主因として、販売費及び一般管理費が増加し、営業利益率は29.2%に低下いたしました。売上規模拡大により営業利益額は前年同期比256百万円増加いたしました。

営業外損益および経常利益

経常利益は8,185百万円となり、前年同期比201百万円、2.5%増となりました。

四半期純利益

四半期純利益は4,817百万円となり、前年同期比130百万円、2.8%増となりました。

(3) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、109,252百万円（前事業年度末比9,790百万円減）となりました。純資産は74,913百万円（前事業年度末比8,240百万円減）となりました。

キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

営業活動の結果得られた資金は、6,778百万円となりました。これは、税引前四半期純利益（8,183百万円）の計上、法人税等の支払（8,121百万円）、売上債権の減少（4,201百万円）、前受金が3,414百万円増加したこと等によります。

投資活動の結果使用した資金は、5,157百万円となりました。これは有価証券の償還金（20,521百万円）を本社建物、土地等の固定資産の取得（24,774百万円）等に充当したことによるものです。

財務活動の結果使用した資金は、13,095百万円となりました。これは主に配当金の支払によるものです。

以上の結果、当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物は20,468百万円（前事業年度末比11,474百万円減）となりました。

(4) 対処すべき課題

重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
		建物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都港区)	統括業務施設 販売施設	16,452	25,910 (6,449)	390	42,752	660

- (注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。
 2. 上記の金額には建設仮勘定からの振替額が含まれております。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設については、上記の「主要な設備の状況」に記載のとおりであります。

また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	511,584,909
計	511,584,909

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年10月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	127,090,171	127,091,371	東京証券取引所 市場第一部	
計	127,090,171	127,091,371		

(注) 「提出日現在発行数」には、提出日の属する月(平成20年10月1日から当四半期報告書提出日まで)に新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成14年9月24日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(注)1	2,099個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	209,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,870円
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から平成24年8月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 3,870円 1株当たり資本組入額 1,935円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失および権利行使した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、発行日以降に時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は発行日(平成14年10月1日)の属する月の前月(平成14年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と発行日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(口)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(注)1	2,085個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	208,500株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,931円
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から平成25年8月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,931円 1株当たり資本組入額 2,966円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成15年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,931円は発行日(平成15年10月1日)の属する月の前月(平成15年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,931円と発行日の終値5,710円との比較により、5,931円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(八)平成16年8月25日定時株主総会決議(平成16年9月28日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(注)1	2,059個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	205,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,583円
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から平成26年8月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,583円 1株当たり資本組入額 2,792円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,583円は発行日(平成16年10月1日)の属する月の前月(平成16年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,583円と発行日の終値5,500円との比較により、5,583円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(二)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(注)1	2,349個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	234,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,000円
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から平成27年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,000円 1株当たり資本組入額 2,500円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成17年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,000円は発行日の属する月の前月(平成17年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,840円と発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日、すなわち平成17年9月30日)の終値5,000円との比較により、5,000円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ホ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第2回分(平成18年3月23日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(注)1	30個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	3,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,760円
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から平成27年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,760円 1株当たり資本組入額 2,880円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年3月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(二)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,760円は発行日(平成18年3月23日)の属する月の前月(平成18年2月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,659円と発行日の終値5,760円との比較により、5,760円としたものであります。
- 3 「(二)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)3に同じであります。
- 4 「(二)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(へ)平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(注)1	2,473個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	247,300株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,490円
新株予約権の行使期間	平成20年12月25日から平成28年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 7,222円 1株当たり資本組入額 3,611円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,490円は発行日(平成18年12月25日)の属する月の前月(平成18年11月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,419円と発行日の終値5,490円との比較により、5,490円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成22年12月25日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額5,490円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,732円を合算しております。

(ト)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(注)1	80個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	8,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,610円
新株予約権の行使期間	平成21年1月9日から平成28年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 7,392円 1株当たり資本組入額 3,696円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ハ)平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,610円は発行日(平成19年1月9日)の属する月の前月(平成18年12月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,587円と発行日の終値5,610円との比較により、5,610円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成21年1月9日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成23年1月9日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 「(ハ)平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額1,782円と新株予約権の行使時の払込金額5,610円を合算しております。なお、新株予約権の払込金額1,782円については、報酬債権の対等額をもって相殺されます。

(チ)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行(平成19年9月27日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(注)1	150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	15,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,240円
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から平成28年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 6,696円 1株当たり資本組入額 3,348円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成19年9月27日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。

また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,240円は発行日(平成19年10月15日)の属する月の前月(平成19年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,104円と発行日の終値5,240円との比較により、5,240円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

平成21年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成23年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額1,456円と新株予約権の行使時の払込金額5,240円を合算しております。なお、新株予約権の払込金額1,456円については、報酬債権の対等額をもって相殺されます。

(リ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(注)1	2,629個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	262,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,240円
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から平成29年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 6,725円 1株当たり資本組入額 3,363円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成19年10月12日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(チ)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行(平成19年9月27日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,240円は発行日(平成19年10月15日)の属する月の前月(平成19年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,104円と発行日の終値5,240円との比較により、5,240円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成21年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成23年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 「(チ)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行(平成19年9月27日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額5,240円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,485円を合算しております。

(又)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年6月27日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(注)1	340個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	34,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,679円
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日から平成29年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 5,572円 1株当たり資本組入額 2,786円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年6月27日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(チ)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行(平成19年9月27日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額4,679円は発行日(平成20年6月30日)の属する月の前月(平成20年5月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,679円と発行日の終値4,330円との比較により、4,679円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
平成22年6月30日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成24年6月30日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 「(チ)平成18年8月29日定時株主総会決議による取締役に対する新株予約権の発行(平成19年9月27日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,679円と新株予約権付与時における公正な評価単価893円を合算しております。

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション

(イ)平成11年8月25日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	239,250株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	11,132円
新株予約権の行使期間	平成13年10月1日から平成21年8月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 11,132円 1株当たり資本組入額 5,566円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成11年8月25日開催の第14回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

- 2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額または権利付与日(ただし、取引が成立しない場合は、直近の取引成立日)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,132円は権利付与日(平成11年10月1日)の属する月の前月(平成11年9月)の各日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額15,365円と、権利付与日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格16,700円との比較により決定された発行価額16,700円を、平成12年4月28日付の有償一般募集による新株の発行価額が時価を下回ったことによる調整を行い、さらに平成12年7月19日付にて実施した株式分割(1株:1.5株)の比率で調整した金額であります。

- 3 (1) 権利を付与された者(以下、「権利者」という)は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と権利者との間で締結する新株引受権付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。権利付与日の2年後の応当日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。ただし、単位株未満の端数が生じた場合は、に繰り越すものとする。権利付与日の4年後の応当日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(口)平成12年 8月24日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年 8月31日)
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	188,800株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	28,205円
新株予約権の行使期間	平成14年10月1日から平成22年 8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	1株当たり発行価格 28,205円 1株当たり資本組入額 14,103円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成12年 8月24日開催の第15回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

- 2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

28,205円は権利付与日(平成12年10月1日)の属する月の前月(平成12年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値28,205円と権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近の取引日、すなわち平成12年9月29日)の終値24,880円との比較により、28,205円としたものであります。

- 3 (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
平成14年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成16年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(八)平成13年 8月23日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年 8月31日)
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	251,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	11,780円
新株予約権の行使期間	平成15年10月1日から平成23年 8月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	1株当たり発行価格 11,780円 1株当たり資本組入額 5,890円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成13年 8月23日開催の第16回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

- 2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,780円は権利付与日(平成13年10月1日)の属する月の前月(平成13年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値9,844円と権利付与日の終値11,780円との比較により、11,780円としたものであります。

- 3 (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
平成15年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
平成17年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月1日～ 平成20年8月31日 (注)	2,600	127,090,171	5	22,287	5	33,725

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 平成20年9月1日から平成20年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,200株、資本金および資本準備金がそれぞれ2百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず記載することができないため、直前の基準日（平成20年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 126,457,900	1,264,579	
単元未満株式	普通株式 626,871		
発行済株式総数	127,087,571		
総株主の議決権		1,264,579	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,700株(議決権の数27個)含まれております。

【自己株式等】

平成20年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本オラクル株式会社	東京都千代田区紀尾井町 4番1号	2,800		2,800	0.0
計		2,800		2,800	0.0

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年6月	7月	8月
最高(円)	4,580	4,550	4,790
最低(円)	4,160	4,280	4,410

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間(平成20年6月1日から平成20年8月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高からみて、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.5%
売上高基準	0.5%
利益基準	0.2%
利益剰余金基準	0.1%

1【四半期財務諸表等】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年 8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年 5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,972	27,445
受取手形及び売掛金	12,525	16,726
有価証券	28,976	49,456
商品	2	4
その他	3,234	3,706
貸倒引当金	2	2
流動資産合計	60,708	97,336
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	16,827	392
土地	25,910	-
その他（純額）	1,171	17,558
有形固定資産合計	43,909	17,951
無形固定資産	6	7
投資その他の資産		
その他	4,644	3,762
貸倒引当金	15	15
投資その他の資産合計	4,628	3,747
固定資産合計	48,544	21,706
資産合計	109,252	119,042
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,311	4,720
未払金	4,178	2,942
未払法人税等	3,461	8,295
前受金	19,466	16,051
賞与引当金	871	1,528
その他の引当金	544	565
その他	1,504	1,785
流動負債合計	34,339	35,888
負債合計	34,339	35,888

(単位：百万円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,287	22,282
資本剰余金	33,725	33,720
利益剰余金	18,620	26,892
自己株式	16	14
株主資本合計	74,616	82,880
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7	34
評価・換算差額等合計	7	34
新株予約権	289	238
純資産合計	74,913	83,153
負債純資産合計	109,252	119,042

(2)【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)
売上高	27,700
売上原価	12,596
売上総利益	15,103
販売費及び一般管理費	7,018
営業利益	8,085
営業外収益	
受取利息	11
有価証券利息	51
その他	40
営業外収益合計	103
営業外費用	
その他	3
営業外費用合計	3
経常利益	8,185
特別利益	
特別利益合計	-
特別損失	
投資有価証券売却損	1
特別損失合計	1
税引前四半期純利益	8,183
法人税等	3,366
四半期純利益	4,817

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	8,183
減価償却費	215
株式報酬費用	51
貸倒引当金の増減額（は減少）	0
賞与引当金の増減額（は減少）	657
その他の引当金の増減額（は減少）	20
受取利息及び受取配当金	70
投資有価証券売却損益（は益）	1
固定資産除売却損益（は益）	2
売上債権の増減額（は増加）	4,201
たな卸資産の増減額（は増加）	1
その他の流動資産の増減額（は増加）	485
仕入債務の増減額（は減少）	409
未払金の増減額（は減少）	150
前受金の増減額（は減少）	3,414
その他の流動負債の増減額（は減少）	379
その他	2
小計	14,872
利息及び配当金の受取額	27
法人税等の支払額	8,121
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,778
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	16,978
有価証券の償還による収入	37,500
有形固定資産の取得による支出	24,774
投資有価証券の売却による収入	3
差入保証金の差入による支出	909
差入保証金の回収による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,157
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	10
自己株式の取得による支出	2
自己株式の売却による収入	0
配当金の支払額	13,103
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,095
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	11,474
現金及び現金同等物の期首残高	31,942
現金及び現金同等物の四半期末残高	20,468

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期会計期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間 (自平成20年6月1日至平成20年8月31日)
会計処理の原則及び手続の変更 会計方針の変更 有形固定資産(コンピュータ類を除く)の減価償却方法については、従来、定率法によっておりましたが、当第1四半期会計期間より定額法に変更いたしました。 この変更は、自社建物を取得し本社移転したことに伴い、減価償却方法の見直しを行った結果、変更後の減価償却方法による方が、安定的に収益を稼得するアップデート・プロダクトサポート売上が年々増加し全売上に占める割合が高まっている事業環境下において、費用収益をより合理的に対応させることになると判断し、行ったものであります。この変更による影響額は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期会計期間 (自平成20年6月1日至平成20年8月31日)
税金費用の計算 当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

当第1四半期会計期間 (自平成20年6月1日至平成20年8月31日)
当第1四半期会計期間に取得いたしました自社建物及び関連附属設備等につきましては定額法を採用することとしました。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年8月31日)	前事業年度末 (平成20年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 4,539百万円	有形固定資産の減価償却累計額 4,540百万円

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

当第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	
販売費及び一般管理費の主なもの	
従業員給与	2,530百万円
賞与引当金繰入額	566百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年8月31日現在)	
現金及び預金	15,972百万円
有価証券	28,976百万円
取得日から償還日までの期間が 3ヶ月を超える債券	24,480百万円
現金及び現金同等物	20,468百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計(累計)期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	127,090,171

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	3,251

3 新株予約権等に関する事項

目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期会計期間末残高 (百万円)
		289

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資

平成20年7月25日 取締役会	普通株式	13,089	103	平成20年5月31日	平成20年8月25日	利益剰余金
--------------------	------	--------	-----	------------	------------	-------

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

記載すべき重要な変動はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

記載すべき重要な変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

重要性が乏しいため記載しておりません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年8月31日)	前事業年度末 (平成20年5月31日)
587.19円	652.44円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	
1株当たり四半期純利益	37.91円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	37.90円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)
1株当たり四半期純利益	
四半期損益計算書上の四半期純利益(百万円)	4,817
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	4,817
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式の期中平均株式数(千株)	127,086
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(百万円)	
普通株式増加数(千株)	28
(うち新株予約権(千株))	(28)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間
(自平成20年6月1日
至平成20年8月31日)

(新株予約権の発行)

当社は、平成20年9月30日開催の取締役会及び報酬委員会において、平成20年8月22日開催の定時株主総会で承認された、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、下記のとおり決議いたしました。

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式330,000株を上限とし、新株予約権1個当たりの目的である株式数は100株とする。

2. 新株予約権の割当対象者及び割当予定数

当社取締役2名に対し40個

当社執行役3名に対し670個

当社従業員475名に対し2,421個

3. 新株予約権の割当日

平成20年10月15日

4. 新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

1株当たりの払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月(平成20年9月)の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成22年10月15日から平成30年9月30日まで

7. 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役、従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役、従業員たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。

(2)新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

平成22年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成24年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

2【その他】

剰余金の配当

平成20年7月25日開催の取締役会において、第23期（自平成19年6月1日至平成20年5月31日）の期末配当を行うことを決議いたしました。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年7月25日 取締役会	普通株式	13,089	103	平成20年5月31日	平成20年8月25日	利益剰余金

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年10月14日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 太田 恵子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 一裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第24期事業年度の第1四半期累計期間(平成20年6月1日から平成20年8月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。